

島大スポーツクラブ 規約

第1章 総則

- 第1条（名称） 本クラブの正式名称を「島大スポーツクラブ」（以下、「本クラブ」という）とする。
- 第2条（所在地） 本クラブは、次の住所に所在地を置く。
〒690-8504 島根県松江市西川津町1060 島根大学人間科学部285号室（清水研究室）
- 第3条（目的） 本クラブは、島根大学陸上競技部が中心となって運営し、地域住民の健康づくり、青少年の健全育成、地域社会のスポーツ振興に寄与することを目的とする。
- 第4条（事業） 本クラブは、島根大学陸上競技部が母体となる非営利の任意団体（人格なき社団）とする。本クラブは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- (1) 陸上競技を中心としながらも様々なスポーツを取り入れたトレーニングの実施
 - (2) 体力測定会やスポーツ大会の開催
 - (3) 各種スポーツ大会への参加の推奨
 - (4) 会員の親睦を図るための社会的行事（クリスマス会など）の開催
 - (5) その他、本クラブの目的達成のために必要な事業

第2章 会員

- 第5条（入会資格） 本クラブの会員は、次の要件を備えていなければならない。
- (1) 本クラブの目的や活動内容に賛同する者
 - (2) 医師から運動制限や禁止の診断を受けていない者
 - (3) 本クラブの規約を遵守する者
- 2 会員の資格は、他の者に譲渡することはできない。
- 第6条（入会手続） 本クラブに入会を希望する者は、別に用意されている「入会申込書」を提出することにより、本クラブの会員となる。
- 2 入会申し込み後の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに届け出るものとする。
- 第7条（退会） 会員の資格は、卒業、退会、除名、死亡によって喪失する。
- 2 退会希望者は、運営スタッフに口頭あるいは公式LINE等で申し出ることにより、任意にいつでも退会することができる。
- 会員が次の各項のいずれかに該当するときは、理事会の議決を持って、除名することができる。
- (1) 本クラブの規約を遵守できないとき
 - (2) 会員が本クラブの名誉をき損したとき
 - (3) 会員の都合により、本クラブが定める会費を納入しないとき
- 第9条（義務） 会員は、他の会員と安全に講習に取り組めるように、以下の義務を守らなくてはならない。
- (1) いかなる場合においても他の会員を傷つけたり、誹謗中傷をしてはならない
 - (2) 本クラブで使用する施設や物品を故意に破損させてはならない
 - (3) 本クラブで得た運動プログラムの実施内容や他会員の情報を本クラブの許可なくSNS等で発信してはならない

第 10 条（会費） 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。なお、本クラブの運営上必要と判断された場合や経済情勢の変動に応じて、入会登録料、年会費および講習料を理事会の議決を持って、変更することができる。変更する場合には、変更開始日の少なくとも 2 カ月前までに会員に対して周知することとする。

第 11 条（会費返還） 一旦入金した会費は、理由の如何を問わず返還しない。

第 3 章 役員と指導者

第 12 条（役員） 本クラブは、次の役員を置く。

- ・代表者 1 名
- ・副代表 1 名
- ・会計 1 名
- ・会計監査 2 名
- ・理事 若干名

第 13 条（選任） 各役員は、理事会の互選とする。

- 2 副代表、会計、会計監査は、理事の中から代表者がこれを委嘱する。
- 3 理事は、島根大学陸上競技部に所属する教職員、学生および卒業生、その他の代表者が推薦した者で構成する。

第 14 条（職務） 役員の職務は次のとおりとし、任期は 1 年間とする。

- (1) 代表者は、クラブ運営全体の総括をする
- (2) 副代表者は、代表者を補佐する
- (3) 会計は、会計事務を処理する
- (4) 会計監査は、会計事務を監査する
- (5) 理事は、本クラブの運営に関わる会務を処理する

第 15 条（指導者） 本クラブには、実技指導者を置くことができる。

- 2 実技指導者は、島根大学陸上競技部に所属する教職員、学生および卒業生、他の代表者が推薦した者の中から選出して、理事会の議決を持って委嘱する。
- 3 実技指導者には、規定の謝金を支払う。謝金の金額設定については、理事会の議決をもって変更することができる。
- 4 実技指導者は、本クラブの理念に違背する行為等があった場合には、理事会の議決を持って、除名することができる。

第 16 条（運営協力） 本クラブは、運営上必要と判断した場合に、島根大学陸上競技部以外の企業や個人事業主に対して、運営業務の一部を委託することができる。

第4章 理事会

第 17 条（理事会） 理事会は、年 3 回（3, 6, 12 月）開催し、次の事項を協議し、決定する機関とする。

- (1) 事業計画、予算に関する事項
- (2) 事業報告、決算に関する事項
- (3) 理事、指導者の選出に関する事項
- (4) 規約・規則に関する事項
- (5) その他、本クラブに関して重要な事項

- 2 理事会は、代表者が召集し、議長となる。
- 3 理事会は、理事の 1/2 以上の出席をもって成立とする。
- 4 理事会の決議は、出席者の過半数で決定し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第5章 会計

- 第 18 条（経費） 本クラブの収入は、以下が挙げられる。
(1) 会費
(2) 体力測定会や大会開催等による収入
(3) その他の収入
- 第 19 条（経費） 本クラブの経理は、会計が管理し、会計監査が監査する。
- 第 20 条（予算） 本クラブの予算および決算は、理事会での承認を必要とする。
- 第 21 条（会計年度） 会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第6章 事故や紛失等の責任

- 第 22 条（事故責任） 本クラブでの講習参加中に人的または物的事故が生じた場合、本クラブに重大な過失がある場合を除いて、本クラブは一切の損害賠償責任を負わないものとする。また、会員が自分自身、あるいは、第 3 者に与えた損害や損失等について、本クラブは一切の責任を負わないものとする。
- 第 23 条（安全保険） 会員は、スポーツ安全保険に加入しなければならない。本クラブは、その講習中に発生した疾病・傷害等については、スポーツ安全保険の給付限度額以上の補償には応じない。それ以上の補償を要する場合には各自で加入することとする。
- 第 24 条（応急処置） 講習中に疾病・傷害等が発生した場合、本クラブが応急処置を行う。ただし、その方法や経緯などについて本クラブの責任を問わないものとする。応急処置は、島根大学が作成した「大学構内での傷病者への対応フロー（休日／時間外）
https://health.shimane-u.ac.jp/_view/18」に準じて実施することとする。
- 第 25 条（紛失・破損） 本クラブでは、個人の所有物品の盗難、紛失および破損に関わる責任は負わないものとする。講習中の荷物や貴重品等については、各自で管理することとする。

第7章 個人情報の取り扱いについて

- 第 26 条（個人情報） 講習中の写真および映像、記録、記事等（氏名・年齢・性別・記録・肖像等の個人情報）の著作権、また、新聞、雑誌、チラシ、テレビ、インターネット等への掲載権は本クラブに帰属する。
- 2 本クラブに入会するにあたり、入会申込書に記載された個人情報は、本クラブの運営に必要な範囲内（保険への加入、資料等の送付）で使用し、本クラブに関する事以外に使用することはできないものとする。

第8章 附則

- 第 27 条（設立年月日） 本クラブの設立年月日は、令和 5 年 12 月 13 日とする。
- 第 28 条（規約施行日） 本規約は、令和 5 年 12 月 13 日より施行する。